

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦い痛みを感じているものをいいます。

学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

① 相談体制の整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

② 定期的なアンケート・チェックシートの実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあつた時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があつたときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があつても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護